

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止策の第3弾 病院に対する補助制度を創設

新型コロナウイルス感染症対策として、市内医療機関が負担した経費に対して、国や都の補助制度の対象にならない部分等を対象に包括的に市が支援します。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止策の医療体制に関する取り組みは、第1弾の「多摩地域では初となる宿泊施設を都・市医師会と共同運営」、第2弾の「PCR外来の開設」に続く、第3弾となります。

### 記

#### 1 支援内容

##### （1）病床確保支援

###### ア 患者受入支援事業

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるため、病床を確保する医療機関に対して、確保した病床1床につき12,000円を基準に補助

###### イ 外来診療体制支援事業

新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）を設置する医療機関に対して、開設時間を基準に補助

###### ウ 高齢者等居場所確保事業

陽性患者の入院等により、居場所確保が必要となる高齢者や障害者等の医療機関での受入経費を補助

###### エ 感染症対策支援事業

感染症対策として実施する研修等に係る経費を補助

##### （2）医療従事者支援

###### ア 医療従事者支援事業

医療従事者に支給する手当等に係る経費に対して、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるため確保する病床1床につき12,000円を基準に補助

#### 2 予算額 4億円（4月24日付補正予算（専決処分）により計上）

<問い合わせ> 医療保険部地域医療体制整備担当課長 菅野

電話042-620-7473